

○軽井沢町自動車急発進等抑制装置購入等補助金交付要綱

令和8年3月27日告示第2号

軽井沢町自動車急発進等抑制装置購入等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の交通事故を防止し、及び高齢者の交通事故による被害を軽減するため、予算の範囲内において、自動車に取り付ける急発進等抑制装置の購入及び取付け（以下「装置の購入等」という。）に要する費用に対する補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自動車 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第2条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車であつて、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 次条に規定する補助金の交付の対象となる者又はその者と同一の世帯に属する者が所有しているもの

イ 次条に規定する補助金の交付の対象となる者が運転するもの

ウ 自動車検査証の「自家用・事業用の別」の欄に「自家用」と記載されているもの

(2) 急発進等抑制装置 急発進等抑制装置の先行個別認定要領（令和元年10月15日付け国自技第107号別添）に規定する急発進等抑制装置であつて、同要領に基づく認定を受けたものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、装置の購入等をした者であつて、装置の購入等をする時点において65歳以上であり、かつ、町内に住所を有するものとする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、装置の購入等に要する費用の額（消費税額及び地方消費税額を除く。）に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、5万円を上限とする。

(交付申請等)

第5条 補助金の交付の対象となる者は、補助金の交付を受けようとするときは、装置の購入等をした日の属する年度の3月31日までに、急発進等抑制装置購入等補助金交付申請書兼請求書（別記様式）に次の各号に掲げる書類等を添付して、町長に提出するものとする。

(1) 補助金の交付の対象となる経費の内訳が明記されている領収書の写し

- (2) 急発進等抑制装置を取り付けた部分の写真
 - (3) 自動車検査証の写し
 - (4) その他町長が必要と認める書類
- (交付の決定等)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付をどうかを決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し又は返還)

第7条 町長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

急発進等抑制装置購入等補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

軽井沢町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

軽井沢町自動車急発進等抑制装置購入等補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり補助金の申請をします。なお、当該補助金の交付に係る審査のため、申請者及びその世帯の世帯員の住民基本台帳について照会することに世帯員全員が同意しています。

記

1 補助金申請（請求）額 円

2 装置の購入等の内容

装置の購入等に要した費用	円	
装置を取り付けた自動車	メーカー及び車名	
	自動車登録番号	
販売及び取付けをした事業者		

3 振込先

金融機関名		支店等名	
フリガナ			
口座名義			
種 別	当座・普通	口座番号	

- (添付書類)
- 1 補助金の交付の対象となる経費の内訳が明記されている領収書の写し
 - 2 急発進等抑制装置を取り付けた部分の写真
 - 3 自動車検査証の写し
 - 4 その他町長が必要と認める書類